

公益目的事業としての認定の要件の考え方

1 認定の要件

個々の事業単位ごとに、次に示した①公益認定の条件と②収支相償の原則に適合することが求められる。

(1) 公益認定条件（3条件）

公益認定を受けようとする事業は、事業単位ごとに次の3条件に適合するものであること。

ア 法人の定款で定める事業として根拠を有すること。

イ 認定法第2条の別表に掲げる種類の事業のいずれか一つ以上の種類に該当すること。

ウ 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであること。

注：「事業単位」についての留意事項：

a 公益認定の申請に当たり、法人の事業は、事業の一覧において、①公益目的事業、②収益事業、③その他の事業（相互扶助事業(共益事業)）に区分し、かつ、事業単位ごとに記載することが求められる。

b 事業単位は、相互に関連する複数の事業を一括りにできるが、財務諸表上の事業と一致するか、又は財務諸表上の事業をまとめたものとなっていることが望ましい。

c 複数の事業とともにまとめた場合、その一部に公益性が認められないときは、まとめた事業全体が公益目的事業として認められない場合があり得る。

d 事業単位が、次に示した公益認定の条件や収支相償の原則の判定の単位となる。また、移行認定申請書別表G「収支予算の事業別区分別経理の内訳表」の事業細目区分にもなる。

従って、事業単位ごとに公益認定の条件に適合する旨の事業内容の説明資料の作成が必要となる。

(2) 収支相償の原則

事業単位ごとの収支相償について、継続的な遵守が可能であること。

注：第一段階の収支相償は、各事業単位で判定されることとなる。

2 上記1の(1)のウ(不特定多数の者の利益の増進に寄与)の考え方

事業単位を構成する個別の事業ごとに、以下の事項に留意の上、「公益認定等ガイドライン(内閣府公益認定等委員会)」のチェックポイントに従い、適合性を検証する。

注：検証に当たっての留意事項の詳細は、「新公益法人制度検討の要点(改訂第8版平成22年2月、日本獣医師会)」の4の(1)、4の(1)の別紙1及び別紙2、8の(4)を参照のこと。

(1) 事業の目的

認定を受けようとする事業が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけられ、適当な方法(定款、関係規程、HPなどへの掲載)により明らかにしていることが求められる。

(2) 事業の合目的性

事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切かを次の各ポイントについて検証することが求められる。

ア 受益の機会が一般に開かれているか(会員限定とか、共益的とはなっていないか)：

(ア) 事業による受益が会員限定の場合は原則共益事業となるが、ただし、その事業が別表の各号に掲げる事業の目的に直接貢献できるといった合理的な理由があれば差し支えない。

例えば、特定の資格を有する者の大半が加入している法人における専門的技術についての講習会等の受講者が一会員に限定されていても、講習による人材育成が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、公益目的事業とし得る。

(イ) 学術誌等の発行において、発刊物が公益目的事業についての情報の普及のための手段として発刊されるのであれば公益目的事業の一環としての整理することが可能
学会誌の発刊において、論文選考と選考論文の普及のための発刊が密接不可分となっている場合は、特に論文の選考が公益目的事業が否かをチェックすることが求められる。

イ 専門家が適切に関与し事業の質が確保されているか：

専門家とは、事業内容に応じて企画、指導、審査等を行うのに必要な知識、技術を教育、訓練、経験等により備えている者をいう。ただし、必ずしも法人の雇用である必要はない。適切な関与の方法があれば可

ウ 審査、選考を行い受賞者等を決定する場合は、それが公正に行われているか：

専門家が、審査、選考を行いその基準を定め公開すること、応募者等と直接の利害関係を有する者が審査、選考を行わないこと。

エ 事業の目的が業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないこと。